

令和六年二月十五日提出
質問第四五号

米軍基地騒音被害に対する損害賠償等についての日米間の費用分担に関する質問主意書

提出者 屋良朝博

米軍基地騒音被害に対する損害賠償等についての日米間の費用分担に関する質問主意書

米軍基地に起因する騒音被害への損害賠償や廃棄物処理の費用など、日本政府が本来負担すべき根拠がない費用を日本政府が負担している事例が度々報じられている。このような事例に関し、我が国の納税者に対する説明責任を果たす観点から、以下、質問する。

一 米軍基地騒音被害に対する損害賠償

1 嘉手納や普天間、横田、厚木などの米軍飛行場の周辺住民が提起した「爆音訴訟」の結果、国が支払いを命じられた損害賠償（遅延損害金及び訴訟費用を含む）として、日本政府が令和五年度までに負担した金額を訴訟案件ごとに可能な限り示されたい。

2 日米地位協定第十八条5によれば、公務執行中の米軍構成員等による作為、不作為等の結果生じた損害賠償に関しては、米国のみが責任を有する場合には米国政府が七十五パーセントを、日本及び米国が責任を有する場合には日米両政府が均等に分担すべき旨規定されている。

1の費用に関し、同規定を踏まえた日米の分担の在り方についての日本政府の考え方、また、日本政府が同規定に基づき米国政府に請求した額及び米国政府が負担した額を可能な限り示されたい。

3 「衆議院議員照屋寛徳君提出米軍の航空機騒音に係る訴訟における損害賠償金等に関する質問に対する答弁書」（平成二十一年十二月一日受領答弁第九二号）においては、米軍機による騒音に係る訴訟に関する損害賠償金等の費用分担について、「本件分担の在り方についての我が国政府の立場とアメリカ合衆国政府の立場が異なっていることから、妥結を見ていない」ために、米国政府との費用分担がなされていなかったことが明らかにされている。

この「立場が異なっていることから」との当時の答弁について、日米それぞれの立場とは何かを明らかにされたい。

4 3の日米双方の立場に立った当時の日米の主張の内容をそれぞれ示されたい。

5 本件に関するその後の米国政府との交渉の経緯及び現状について明らかにするとともに、我が国が考える「妥結」とはどのようなものか示されたい。

二 米軍基地内の有害廃棄物処理費用

1 運用中の在日米軍基地から出た有害廃棄物の処理やその費用負担の在り方については、日米地位協定や在日米軍駐留経費負担に係る特別協定にも明文の規定がない。一般論として、こうした廃棄物の処理

及び費用負担は日米どちらが担うべきであるのか、日本政府の見解を明らかにされたい。

2 「衆議院議員堤かなめ君提出在日米軍基地のP C B廃棄物に関する質問に対する答弁書」（令和六年二月六日受領答弁第三号）では、在日米軍基地内のP C Bの処理について、米国務省が平成十四年に全量を米国内で処理する方針を示したにもかかわらず、実際には日本側が日本国内の処理施設で処理し、その費用についても平成十五年度から令和四年度までに総額約四億四千七百万円を負担してきたことが明らかにされている。これらの処理費用を日本政府が負担することにした理由を示されたい。

3 防衛省は令和三年九月、普天間飛行場内に残されている有機フッ素化合物（P F A S）を含む未処理の排水を引き取り、日本政府の費用負担で処理する方針を明らかにした。これに関し、日本政府が自らの費用負担で処理する旨の判断を行った理由と、排水処理のために負担した金額を明らかにされたい。

4 在日米軍司令部は令和五年六月、日本国内の主要な米軍基地において有機フッ素化合物の一種であるP F O SやP F O Aを含まない泡消火剤への交換が完了した旨を発表したが、これにより不要となった交換前の泡消火剤の量と現在の保管状況について政府の把握するところを示されたい。また、その処理の主体及び費用負担の在り方について示されたい。

5 在日米軍施設・区域でのアスベストの撤去作業を日本政府の費用負担で行った案件があれば、その案件及び支出額を明らかにされたい。また、それらの案件について、米政府が費用の一部を負担しているのであればその負担割合と根拠について政府の把握するところを示されたい。米政府の負担がないのならその理由についても示されたい。

6 その他、在日米軍基地にある廃棄物の処理費用を日本政府が負担した案件があれば、その理由と支出額を明らかにされたい。

右質問する。